

総合周産期 母子医療センター利用 に係る交通費助成事業

おおい町では、医学的な理由により総合周産期母子医療センターに通院する必要がある妊婦さんが、安心して出産できる環境づくりを推進するため、通院に伴う交通費や宿泊費の一部を助成します。

妊婦健診受診
時の交通費

出産時の交通費

出産までの間に
利用した施設の
宿泊費

総合周産期母子医療センターとは…

母体と新生児の重症・ハイリスクケースに対応できる最も高度な周産期医療施設のことです。

近隣の産婦人科よりも、より専門的でリスクの高いケースに対応します。

福井県内の施設：福井県立病院、福井大学医学部附属病院

京都府内の施設：京都第一赤十字病院、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院

助成対象の妊婦さん

以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- 妊婦健診受診日、出産日及び申請日において、おおい町に住所を有する方
- 医学的な理由により、総合周産期母子医療センターで妊婦健診を受診または出産する必要があり、自宅(または里帰り先)から最も近い総合周産期母子医療センターまで概ね 60 分以上の移動時間を要する方

※令和 8 年 4 月 1 日以降に要した費用が対象です。

詳しい助成内容は裏面へ→

助成内容

通院や出産の際の交通費、医師の指示等により出産前に医療機関の近くに宿泊した際の宿泊費を助成します。

① 妊婦健診受診時の交通費

最も近い総合周産期母子医療センターまでの移動に要した費用を最大 14 回分助成します。

② 出産時の交通費

最も近い総合周産期母子医療センターまでの移動に要した費用を助成します。

👉 助成額 👈 移動に要した費用に 0.8 を乗じた額を助成します。(上限あり)

| 区分 (住所地から医療機関までの片道移動距離) | 助成額の上限 (1 往復につき) |
|----------------------------|---------------------|
| 100 キロメートル未満 | 5,000 円 |
| 100 キロメートル以上 | 10,000 円 |

例えば…

○福井県立病院で妊婦健診を受診するために、公共交通機関を利用した場合○

運賃:5,000 円(往復) $5,000 \text{ 円} \times 0.8 = 4,000 \text{ 円}$

4,000 円を町が助成します。

③ 出産までの間に利用した施設の宿泊費

1 泊につき、2,000 円を控除した額を最大 14 泊を限度に助成します。

ただし、1 泊当たり、8,000 円を上限とします。

例えば…

○出産前日に福井県立病院の近隣のホテルに 1 泊した場合○

宿泊費:12,000 円 $12,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円}$

1 泊当たりの上限が 8,000 円なので、8,000 円を町が助成します。

申請に必要なもの

① 総合周産期母子医療センター利用に係る交通費等助成金交付申請書(窓口でお渡しします)

② 印鑑

③ 妊婦健診日、出産日、医療機関名がわかるもの(母子健康手帳等)

④ 交通費に要した費用がわかるもの

自家用車の場合…有料道路料金の利用料金明細(スマホ画面のスクリーンショット可)

自家用車以外の場合…利用日、利用区間、料金を証明できるもの(公共交通機関の領収書、切符等のスクリーンショット、電子決済の履歴、タクシーの領収書等)

⑤ 宿泊費の領収書(宿泊日等がわかるもの)

申請窓口・お問合せ